

鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 70 号

改正 平成17年 3 月 14日規程第45号
平成20年 3 月 17日規程第 9 号
平成23年 3 月 9 日規程第 9 号
平成24年 2 月 23日規程第 3 号
平成26年10月 8 日規程第57号
平成30年 2 月 15日規程第 7 号
平成31年 4 月 10日規程第81号
令和 2 年 6 月 10日規程第42号
令和 3 年 5 月 7 日規程第22号
令和 4 年 3 月 9 日規程第23号
令和 6 年 2 月 28日規程第 5 号
令和 7 年 3 月 13日規程第11号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第96条第2項の規定に基づく入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除(以下「入学料、授業料及び寄宿料の免除等」という。)の取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この規程において「教員採用候補者名簿登載期間延長制度」とは、特定の教育委員会が教員採用試験合格者に対する大学院進学を支援するため、採用候補者名簿の登載期間延長の特例的措置を講じて大学院を修了するまで教員採用を延期する制度をいう。

(免除等の対象者)

第2条 入学料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、鳴門教育大学(以下「本学」という。)に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の対象となる者は、本学学生とする。ただし、研究生、科目等履修生等については、第19条第1項第1号、第2号及び第25条に規定する免除を除き、対象としない。

(免除等の申請)

第3条 入学料、授業料及び寄宿料の免除等を受けようとする者は、別記様式第1号から第7号までの該当する申請書に、別表の区分欄ごとに掲げる書類を添え、同表に定める提出期限までに学長に申請しなければならない。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(許可)

第4条 入学料、授業料及び寄宿料の免除等の許可は、学生支援委員会の議を経て学長が

行う。

第2章 入学料の免除

(経済的理由等による免除)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、入学料を免除することができる。

- (1) 大学院学校教育研究科に入学する者で、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 学校教育学部に入学者で、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「機構法」という。）第17条の2第1項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資として支給する資金の支給対象者として認定を受けた場合
- (3) 入学前1年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (4) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

(特別免除)

第5条の2 前条に加え、次の各号の一に該当する場合は、特別免除として入学料を免除する。

- (1) 本学学校教育学部学校教育教員養成課程小学校教育専修学校教育実践コースの学生が卒業後、引き続き大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻（教職系）教員養成特別コースに入学者の場合
- (2) 本学学校教育学部の学生が大学院入学者選抜試験において副学長（教育・改革担当）からの推薦を受け卒業後、引き続き大学院学校教育研究科に入学者の場合
- (3) 連携協力協定締結大学の学生が大学院入学者選抜試験において、当該機関の長等からの推薦を受け、当該大学を卒業後、引き続き大学院学校教育研究科に入学者の場合

第5条の3 前条に加え、本学学校教育学部の学生が教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用し、かつ卒業後引き続き大学院学校教育研究科に入学者の場合は、特別免除として入学料を免除することができる。

(免除の額)

第6条 免除する入学料の額は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1号、第3号及び第4号に該当する者 全額又は半額を免除
- (2) 第5条第2号に該当する者 機構で採用となった区分に応じた額
- (3) 第5条の2第1号及び第5条の3に該当する者 全額を免除
- (4) 第5条の2第2号及び第3号に該当する者 半額を免除

(徴収の猶予)

第7条 入学料の免除を申請した者には、免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

- 2 入学料の免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者（第5条第2号に該当し、2/3及び1/3免除を許可された者を含む。）は、その決定が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。ただし、第9条第2項の規定により、徴収猶予の申請をした者を除くものとする。

(死亡等による免除)

第8条 次の各号の一に該当する場合には、未納の入学料の全額を免除する。

- (1) 入学料の免除を申請した者が、前条に規定する期間内に死亡した場合
- (2) 前条第2項の規定により入学料を納付すべき者が、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合

第3章 入学料の徴収猶予

(徴収猶予の事由等)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、本学に入学する者の学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可（第5条第2号に該当し、2/3及び1/3免除を許可された場合を含む。）を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わせることができる。

(徴収猶予申請中の徴収の猶予)

第10条 入学料の徴収猶予を申請した者には、入学料の徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

(徴収猶予の期間)

第11条 入学料の徴収猶予の期間は8月末日までとする。

2 入学料の徴収猶予を許可された者は、前項に規定する日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

(徴収猶予の不許可)

第12条 入学料の徴収猶予を不許可とされた者は、その決定が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(徴収猶予中の死亡等による免除)

第13条 次の各号の一に該当する場合には、未納の入学料の全額を免除する。

- (1) 入学料の徴収猶予を申請した者が、第10条に規定する徴収を猶予している期間内において死亡した場合
- (2) 入学料の徴収猶予を許可された者が、第11条第1項に規定する期間内において死亡した場合
- (3) 入学料の徴収猶予を不許可とされた者が、前条に規定する期間内において死亡した場合
- (4) 第11条第2項又は前条の規定により、入学料を納付すべき者が、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合

第4章 授業料の免除

(経済的理由等による免除)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、授業料を免除することができる。

- (1) 大学院学校教育研究科に在籍する者で、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 学校教育学部 に在籍する者で、機構法第17条の2第1項の規定により機構から学資として支給する資金の支給対象者として認定を受けた場合
(特別免除)

第14条の2 前条に加え、次の各号の一に該当する場合は、特別免除として授業料を免除することができる。

- (1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業制度を利用して修学している場合
- (2) 教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学している場合
- (3) 教員採用候補者名簿登載期間延長制度の利用者であって、かつ本学学校教育学部を卒業後引き続き大学院学校教育研究科において修学している場合
(免除の取扱い及び期間)

第15条 免除の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、その許可は、当該期限りとする。

(免除の額)

第16条 免除の額は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第14条第1号に該当する者 全額又は半額を免除
- (2) 第14条第2号に該当する者 機構で採用となった区分に応じた額
- (3) 第14条の2第1号及び第3号に該当する者 全額を免除
- (4) 第14条の2第2号に該当する者 半額を免除

(休学の場合の免除)

第17条 学生に休学を許可し、又は命じた場合は、月割計算により休学する日の属する月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たるときは、その月）から復学する日の属する月の前月までの授業料を免除するものとする。ただし、休学を許可した日が授業料の納付期限経過後である場合は、免除しない。

(災害等による免除)

第18条 次の各号の一に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該事由の発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納付期限6か月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合にあつては、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は当該学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

(死亡等による免除)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (2) 授業料の未納を理由に除籍された場合

(3) 第8条第2号又は第13条第4号に該当する場合

- 2 授業料の徴収猶予を許可されている学生に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第5章 授業料の徴収猶予

(徴収猶予の事由等)

第20条 次の各号の一に該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項に規定するもののほか、次の各号に該当する場合は、授業料の徴収を猶予する。

- (1) 授業料の免除を申請した場合
- (2) 大学院学校教育研究科に在籍する者で、機構の定める授業料後払い制度（以下、「授業料後払い制度」という。）の申請を行う予定の場合及び申請した場合

(徴収猶予の取扱い及び期間)

第21条 前条第1項及び第2項第1号の授業料の徴収猶予の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、その許可は、当該限りとする。

- 2 前条第2項第2号の授業料の徴収猶予の取扱い及びその許可は、当該年度限りとする。ただし、辞退した者及び機構で定める適格認定等により停止・廃止となった者を除き、授業料後払い制度の採用が決定した場合は、翌年度以降についても、引き続き徴収猶予の取扱い及びその許可を行ったものとみなす。

- 3 前条第1項の授業料の徴収猶予の期間は、適宜定めるものとする。ただし、前期分については9月末日、後期分については3月末日を超えないものとする。ただし、修了に係る者の後期分については、2月末日までとする。

- 4 前条第2項第1号の授業料の徴収猶予の期間は、授業料の免除を許可し、又は不許可とするまでの期間とする。

- 5 前条第2項第2号の授業料の徴収猶予の期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。ただし、授業料の免除を申請した者が、前期、後期とも全額免除となった場合は、当該年度の許可を取り消したものとみなす。

- (1) 授業料後払い制度の申請の提出期限までに申請しなかった場合 その提出期限までの期間
- (2) 授業料後払い制度が不採用となった場合 機構から決定の通知がなされた日までの期間
- (3) 授業料後払い制度が採用となった場合 機構から当該猶予者の授業料が振込された日までの期間

(月割分納)

第22条 第20条第1項各号の一に該当する者で、特別の事情があると認められる場合は、月割分納を許可することができる。

(月割分納の額及び納付期限)

第23条 月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

2 月割分納の許可を受けた者の授業料の納付期限は、毎月20日とする。

第6章 寄宿料の免除

(災害等による免除)

第24条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、次に掲げる範囲内において、納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

(1) 当該災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6か月間

(2) 学長が特別の理由があると認める期間

(死亡等による免除)

第25条 第19条第1項各号の一に該当する場合は、当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

第7章 許可の取消し等

(許可の取消し)

第26条 学長は、入学料、授業料及び寄宿料の免除等を許可された者が、次の各号の一に該当する場合は、学生支援委員会の議を経て、当該許可を取り消すことができる。

(1) 免除等の理由が消滅した場合

(2) 学則第86条に規定する懲戒処分を受けた場合

(3) 当該申請書類の記載に虚偽の事実が判明した場合

2 前項第1号及び第2号の規定により授業料の免除の許可を取り消された場合は、取り消した日の属する月から月割によって計算した額を、又は徴収猶予の許可を取り消された場合は、当該期に納付すべき授業料の全額を、それぞれ速やかに納付しなければならない。

3 第1項第3号の規定により入学料、授業料及び寄宿料の免除等の許可を取り消された場合は、免除された額の全額を、又は入学料若しくは授業料の徴収猶予の許可を取り消された場合には、納付すべき入学料若しくは授業料の全額を、それぞれ速やかに納付しなければならない。

第8章 雑則

(細則)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 第 8 条の 2 第 2 項及び同条第 3 項の規定は、令和 2 年度の入学者から適用する。
- 3 平成 31 年度以前に入学した者については、改正後の第 14 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 10 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 20 条第 2 項第 2 号、第 21 条第 2 項及び第 5 項各号に規定する授業料後払い制度については、令和 6 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の 2、第 5 条の 3、第 6 条、第 14 条の 2 第 3 号、第 16 条第 3 号並びに別表の規定は、令和 8 年度入学者から適用する。ただし、第 16 条第 3 号に定める第 14 条の 2 第 1 号に該当する者は、この限りでない。

別表（第3条関係）

区 分		提 出 限	添 付 書 類					
			家 庭 調 査 書	学 資 負 担 者 の 証 書 (市 区 町 村 長 の 発 行 の も の)	学 資 負 担 者 が 死 し、又 は 人 若 し 学 資 負 担 者 の 被 災 を 証 明 す る 書 類	当 人 若 し 学 資 負 担 者 の 被 災 を 証 明 す る 書 類	学 業 成 績 証 明 書	そ の 他 本 学 で 指 定 す る 書 類
入学料 免除	第5条第1号	入学手続終了の日	○	○			○	○
	第5条第2号							○
	第5条第3号 第4号		○	○	○			○
	第5条の3							○
入学料 徴収猶予	第9条第1項第1号	第9条第2項において指定する日	○	○			○	○
	第9条第1項第2号		○	○	○			○
	第9条第1項第3号		○	○				○
	第9条第2項		○	○			○	○
授業料 免除	第14条第1号	各期（第18条本文に該当する者はその翌期） 授業料の納付期限までの間で指定する日。ただし、第18条各号に該当する者のうち、同条ただし書に該当する者は、その都度、その都度	○	○			○	○
	第14条第2号							○
	第14条の2第1号第2号第3号							○
	第18条		○	○	○			○
授業料 徴収猶予	第20条第1項第1号		○	○			○	○
	第20条第1項第2号							○
	第20条第1項第3号		○	○		○		○
	第20条第1項第4号		○	○				○

授業料 月割分 納	第22条		○	○				○
寄宿料 免除	第24条	その都 度	○	○	○			○